

建設コンサルタント業務等における プロポーザル方式及び総合評価落札方式等 の運用

(土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務)

平成 2 5 年 4 月

○はじめに

近年、ダンピング受注の発生等により公共工事と同様に調査・設計等の業務の品質確保に対する懸念が高まってきたため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を受けた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」において「公共工事に係る調査・設計の品質確保に関しても価格と品質が総合的に優れた内容とすることが必要」と位置づけられた。

建設コンサルタント等業務については、主としてプロポーザル方式と価格競争の2つの調達方式で実施してきたところであるが、これらの背景を受け、平成19年度から総合評価落札方式の試行・導入を図ってきた。

総合評価落札方式及びその導入を踏まえたプロポーザル方式の運用を定めた「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」が平成21年4月20日に通知された。

これを受け、九州地方整備局が発注する建設コンサルタント業務等のうちプロポーザル方式及び総合評価落札方式について、透明性・公平性の確保をより一層図るとともに、業務特性に応じた運用を図ること、及び実務者の業務の円滑な執行に資することを目的に建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式等の現状の考え方をまとめ、平成23年6月には、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」の改定がなされ、現状の考え方についても「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用（H23.11.2、H24.4.2改訂）」を今回一部改訂する。

なお、今後も内容の充実を図るため、随時必要な見直しを行なうこととする。

目次

1. 発注方式の種類と概要について	・・・ 1
2. 手続きの実施手順について	・・・ 3
3. 入札契約方式の選定について	・・・ 6
4. 設計共同体について	・・・ 13
5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の 審査・評価における配点の考え方について	・・・ 14
6. プロポーザル方式における要件設定と審査について	・・・ 17
7. 総合評価落札方式における要件設定と審査について	・・・ 25
8. 履行体制確認型総合評価落札方式について	・・・ 33
9. 総合評価落札方式における落札者決定方法について	・・・ 36
10. その他の留意事項	・・・ 38

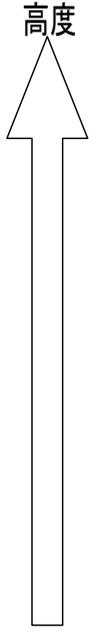
1. 発注方式の種類と概要について

発注方式の種類と概要は（表－1）のとおりである。

ここに示す総合評価落札方式の評価テーマ数と価格点：技術点の割合の設定は標準的なものであり、これによらない場合は適宜設定可能とする。

（例：評価テーマが1つであっても、その評価テーマが業務成果等に大きく影響を及ぼすものは価格点：技術点の割合を1：3を設定可。また、簡易型において、業務の難易度に応じて1：2を用いることも可。）

(表 1) 発注方式の種類と概要

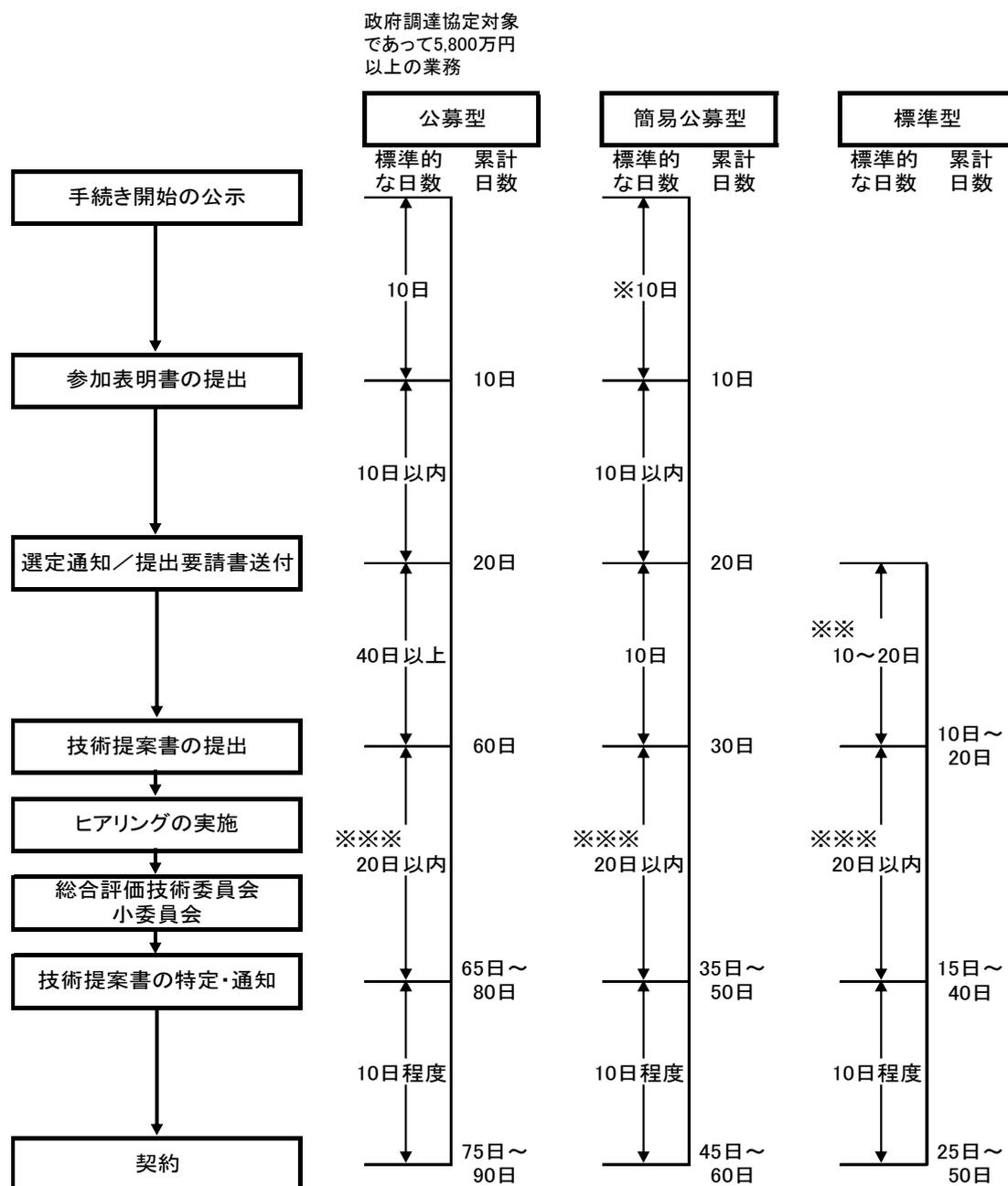
手続き方式	適用の考え方	タイプ分類とその考え方			業者選定方式	求める技術力のイメージ
		タイプ分類	技術提案の内容			
プロポーザル方式	当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる場合に適用する。	—	・予定技術者の経験・能力 ・実施方針＋評価テーマ	評価テーマ数は適宜設定 (1～3テーマ)	・公募型 ・簡易公募型 ・標準プロポーザル	
総合評価落札方式	事前に発注者が仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生じることが期待できる場合に適用する。	標準型	・予定技術者の経験・能力 ・実施方針＋評価テーマ	価格点：技術点の割合に応じ評価テーマ数設定 ・1:2は評価テーマを1つ設定 ・1:3は評価テーマを2つ以上設定	・公募型 ・簡易公募型	
		簡易型	・予定技術者の経験・能力 ・実施方針	価格点：技術点の割合は1:1	・公募型 ・簡易公募型	
価格競争入札方式	技術的な工夫の余地が小さく、入札参加要件として一定の資格・成績等を付すことにより品質を確保できる業務及び緊急対応が必要な業務(災害対応等)について適用する。	—	—	—	・公募型 ・簡易公募型 ・通常指名	

2. 手続きの実施手順について

調達方式毎の実施手順を次に示す。

(1) プロポーザル方式の実施手順

プロポーザル方式を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。



※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

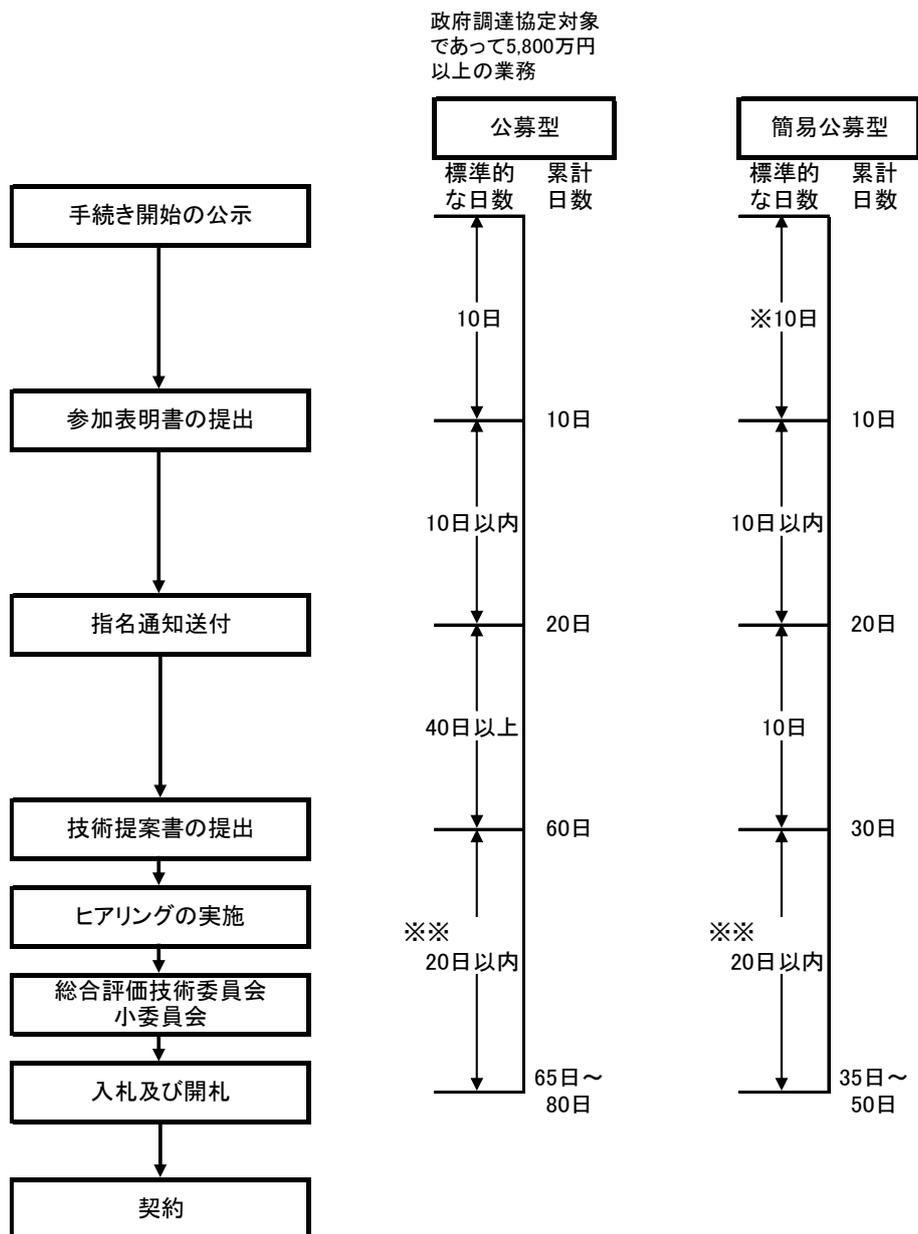
※※適宜短縮可能。

※※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5～20日」として取り扱った。

(2) 総合評価落札方式（標準型）の実施手順

総合評価落札方式（標準型）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

なお、発注者支援業務等、より競争性を確保すべき業務については、参加表明者の中で入札参加資格を満たす全ての者が入札に参加できる一般競争入札方式の実施も可能とする。



※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

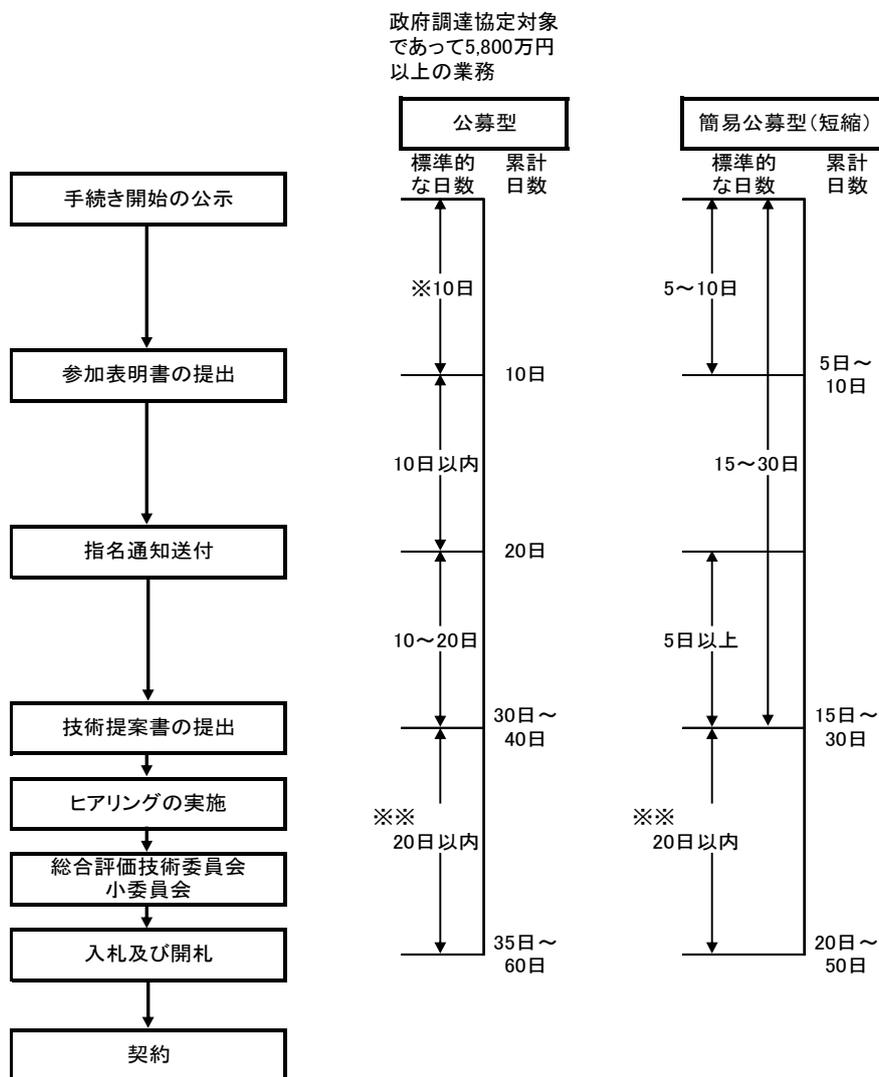
※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5～20日」として取り扱った。

(3) 総合評価落札方式（簡易型）の実施手順

総合評価落札方式（簡易型）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

また、総合評価落札方式（簡易型）では、簡易公募型もしくはそれに準ずる方式を採用する場合において、参加表明書の作成手続きと技術提案書の作成手続きを併行して実施することにより、手続きに要する期間の短縮を図る。

なお、行政事務補助的業務（事業（・施工）調査業務等）、より競争性を確保すべき業務については、参加表明者の中で入札参加資格を満たす全ての者が入札に参加できる一般競争入札方式の実施も可能とする。



※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

3. 入札契約方式の選定について

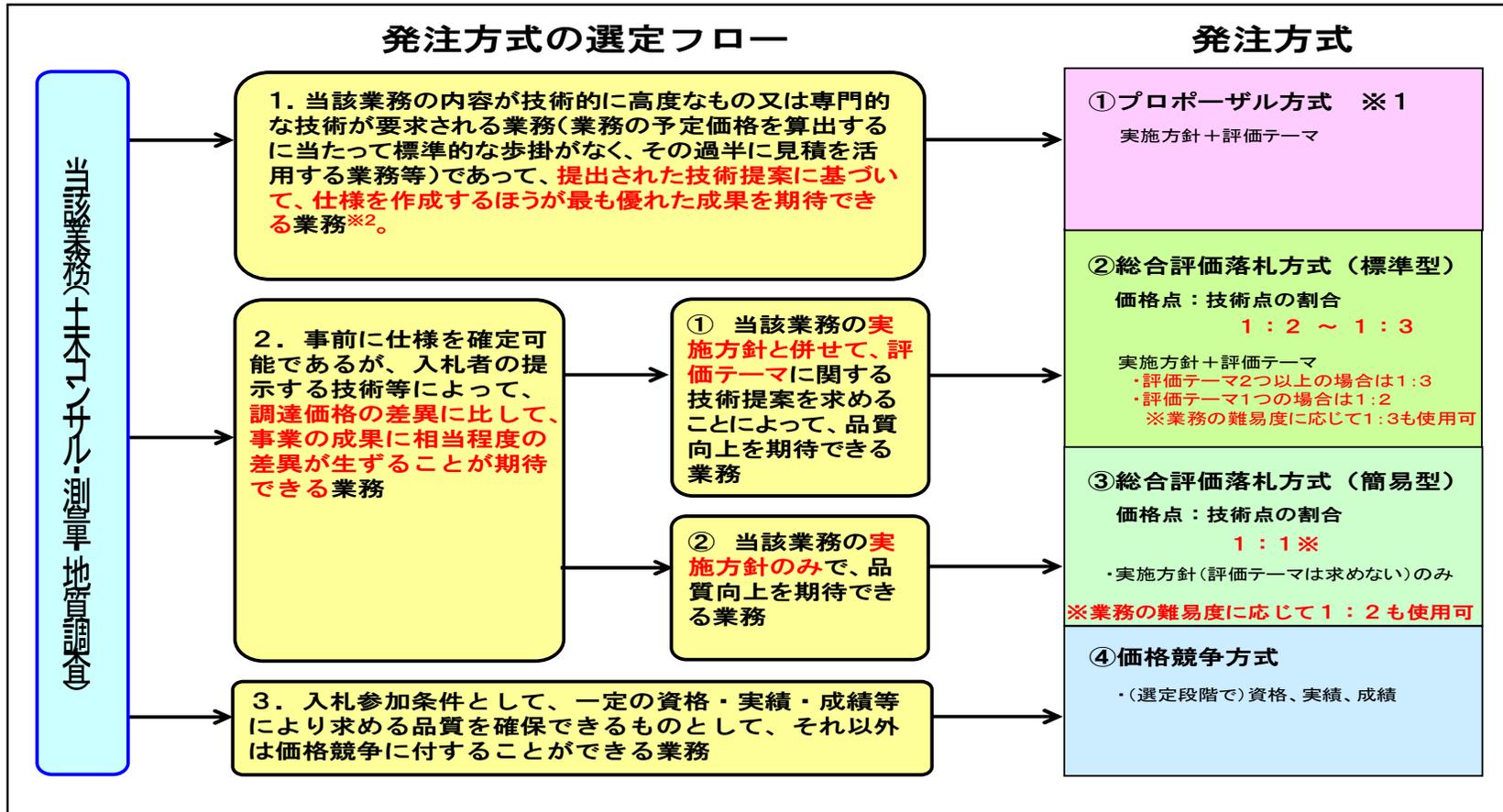
(1) 業務内容に応じた入札契約方式の選定

建設コンサルタント業務等の発注方式の選定については、当該業務の内容を照らしたうえで(図3-1)の基本選定フローに基づき、「プロポーザル方式」、「総合評価落札方式」、「価格競争入札方式」のいずれかを選定することを基本とする。

各方式を選定する際の基本的な考え方及び(図3-2)に標準的な業務内容に応じた発注方式事例を示す。

なお、(図3-2)は、実施状況を踏まえ適宜見直しを行うこととする。

(図3-1) 基本選定フロー



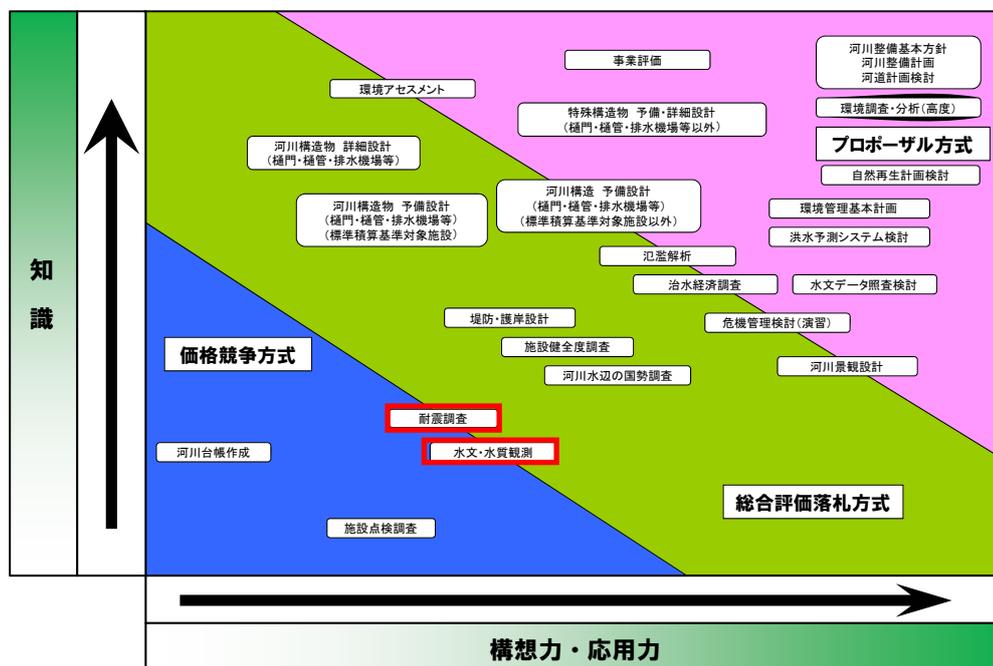
※1 プロポーザル方式については、歩掛の無いことのみを理由に適用するのではなく、上記のとおり提出された技術提案に基づいて仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できるものについて適用すること。

※2 予定価格の算出において、その過半(50%超)に見積もりを活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度でないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については、総合評価落札方式又は価格競争方式を選定すること。

(図3-2) 建設コンサルタント業務等における標準的な発注方式事例

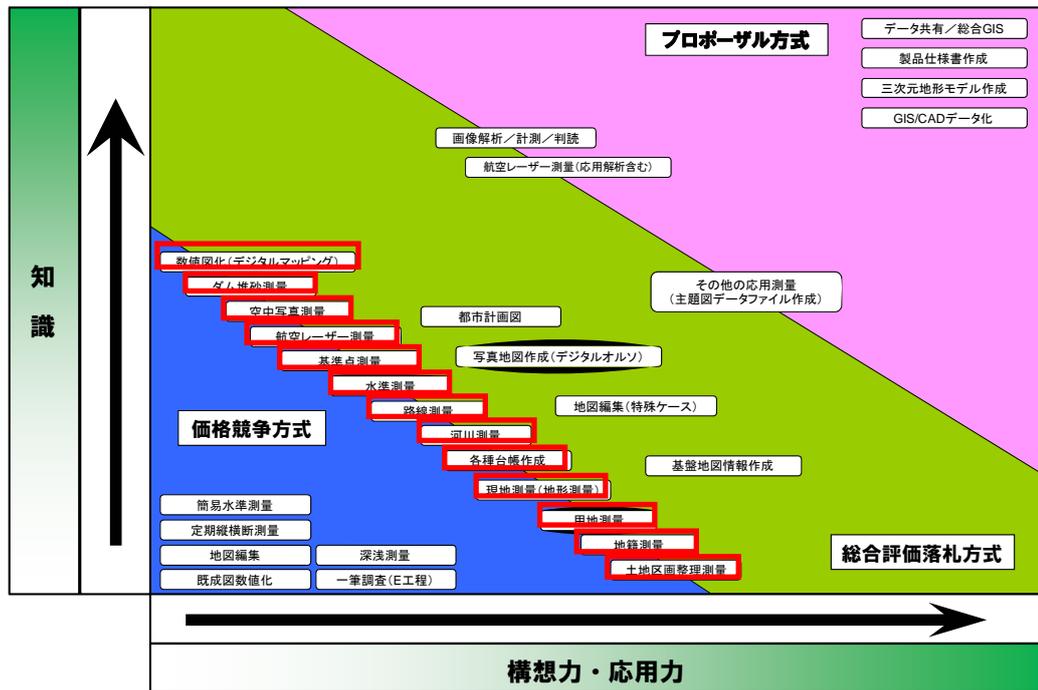


標準的な業務内容に応じた発注方式事例（道路事業の例）

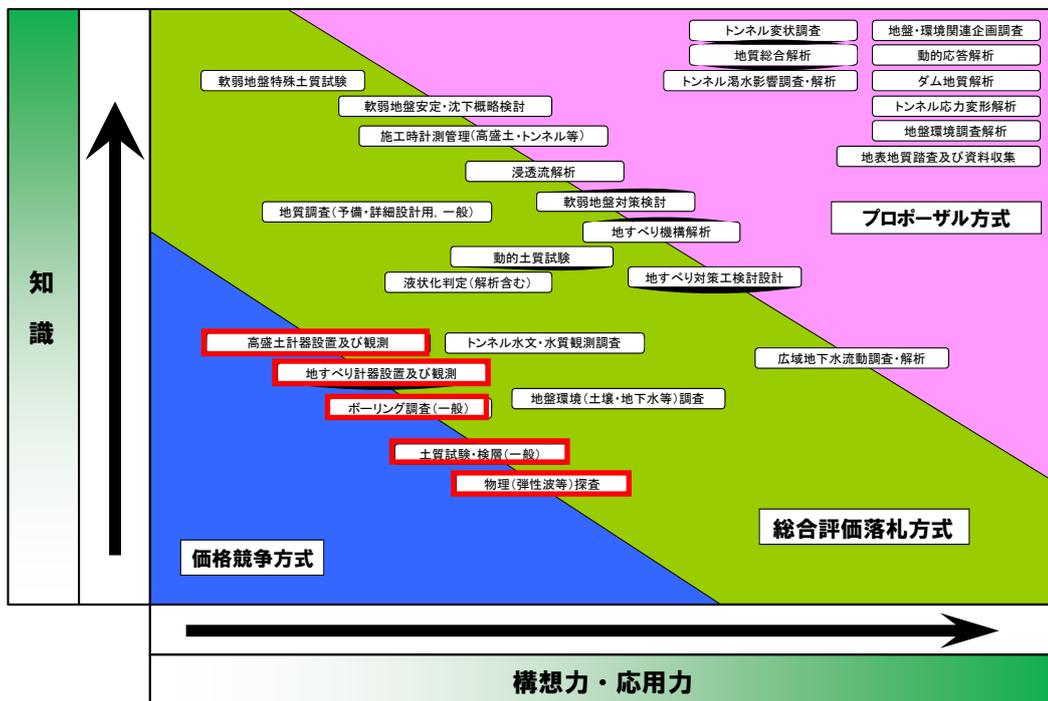


標準的な業務内容に応じた発注方式事例（河川事業の例）

 : 価格競争方式と総合評価落札方式の境界上の業務については、予定価格が1,000万円を超える場合、総合評価落札方式を基本とする。
 なお、上記ルールは、予定価格1,000万円以下の業務における総合評価落札方式の積極的活用を妨げるものではない。

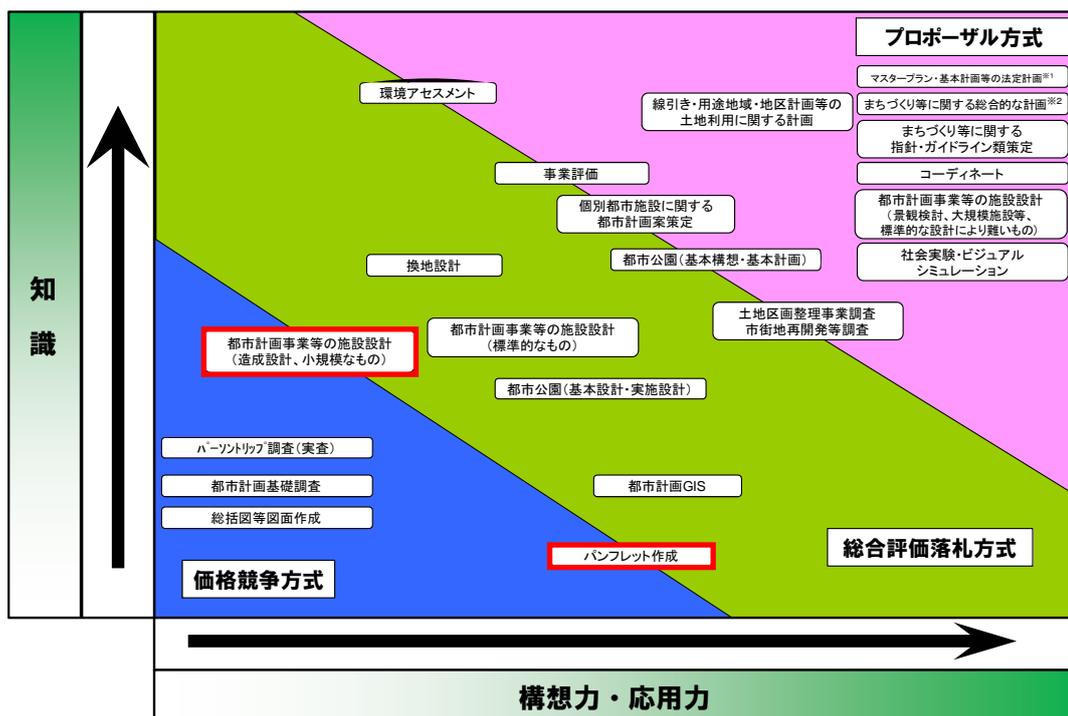


標準的な業務内容に応じた発注方式事例（測量事業の例）



標準的な業務内容に応じた発注方式事例（地質事業の例）

: 価格競争方式と総合評価落札方式の境界上の業務については、予定価格が1,000万円を超える場合、総合評価落札方式を基本とする。
 なお、上記ルールは、予定価格1,000万円以下の業務における総合評価落札方式の積極的活用を妨げるものではない。



※1 都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、都市再開発方針、緑の基本計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画 等

※1 都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、都市再開発方針、緑の基本計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画 等

※2 都市交通に関するマスタープラン・戦略、市街地整備に関する戦略（大街区化等）、都市の観光・環境（低炭素都市づくり等）・防災等に関する基本的な計画 等

標準的な業務内容に応じた発注方式事例（都市事業の例）

□ : 価格競争方式と総合評価落札方式の境界上の業務については、予定価格が 1,000万円を超える場合、総合評価落札方式を基本とする。
 なお、上記ルールは、予定価格 1,000万円以下の業務における総合評価落札方式の積極的活用を妨げるものではない。

(2) 予定価格に応じた分類

業務規模等を踏まえた発注方式は、(図3-3)のとおりとする。

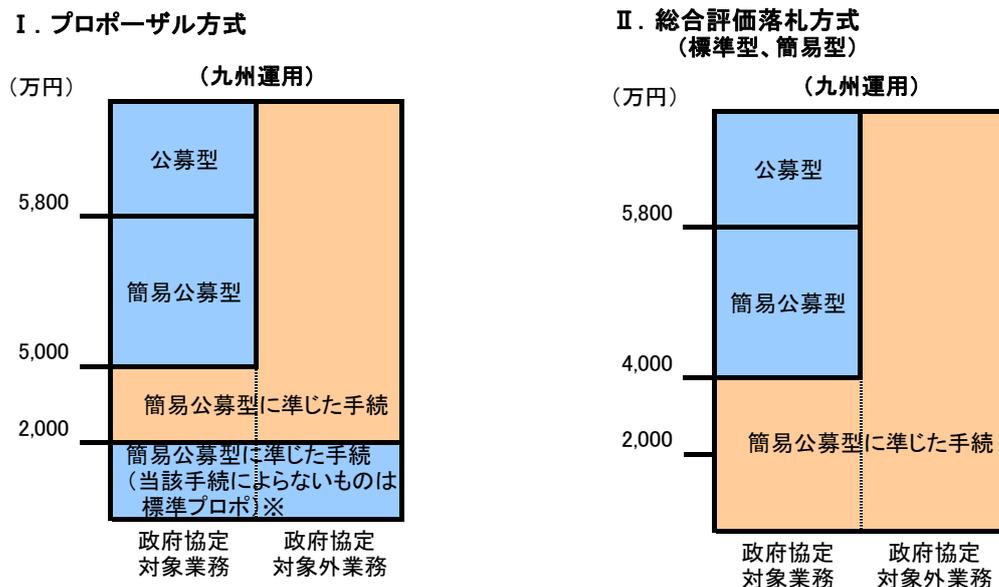
プロポーザル方式のうち調査・検討を主業務とするとともに標準的な歩掛がない業務規模500万円以上の業務については、より競争性を高めるため簡易公募型に準じた手続きとするとともに可能な限り分割発注に努める。(概ね3千万円未満/1件)

総合評価落札方式については、公募型又は簡易公募型によることとし、通常指名競争は適用しない。

また、一般競争入札方式については、発注者支援業務等に適用することとするため具体的に記載していない。

選定(指名)業者数については、(表3)のとおりとする。

(図3-3)



※ 調査・検討系の歩掛がない業務で、予定金額が500万円以上の業務については、簡易公募型に準じた手続きによるものとする。

(表3) 手続き方式に応じた選定業者(指名)数

手続き方式	業者選定方式	選定(指名)業者数	補足説明
プロポーザル方式	公募型	5者程度	・技術評価の上位5者を選定することを基本とするが、選定基準を満たす者が5者未満の場合はこれによらず選定基準を満たす者全てとする。 なお、技術評価が同点の者が複数存在する場合は、企業の業務成績(過去2カ年度+当該年度の平均)に順位付けする。更に企業の業務成績も同点の場合は有資格者名簿の上位順に順位付けし上位5者を選定する。
	簡易公募型	5者程度	
	標準	3~5者程度	・技術提案書の提出意思確認の結果、提出者が2者以下となった場合は、原則として追加要請を行う。
総合評価落札方式	公募型	10者程度	・技術評価の上位10者を指名することを基本とするが、指名基準を満たす者が10者未満の場合はこれによらず指名基準を満たす者全てとする。 なお、技術評価が同点の者が複数存在する場合は、企業の業務成績(過去2カ年度+当該年度の平均)に順位付けする。更に企業の業務成績も同点の場合は有資格者名簿の上位順に順位付けし上位10者を指名する。 ・指名基準を満たすものが1者しか存在しない場合は再度手続きを実施する。
	簡易公募型		

4. 設計共同体について

設計共同体については、公募型及び簡易公募型におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式（※準じた手続き含む）に参加可能とする。

設計共同体による参加の場合、代表者が同種又は類似業務等の実績を有さなければならない。なお、その他の構成員は、実施予定の分担業務について業務実績を有さなければならない。

5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方について

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方は以下のとおりとする。なお、(図5)に、これらを踏まえた技術評価全体の基本的な考え方を示す。

(1) 配点の基本的考え方

- 参加表明者（企業）や予定技術者の「資格・実績等」よりも「成績・表彰」の配点割合を高くする。ただし、「成績・表彰」を重視しすぎることにより企業の新規参入や若手技術者の起用を阻害しないよう配慮する。
- 参加表明者（企業）の評価よりも予定技術者の評価を重視する。
- 実施方針、評価テーマに関する技術提案を重視する。

(2) 選定・指名段階における配点

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式の選定・指名段階における参加表明者（企業）の「資格・実績等」「成績・表彰」及び予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」に対する評価のウェイトは、(表5-1)のとおりとする。

(表5-1) 選定・指名段階における配点ウェイト（プロポーザル方式・総合評価落札方式共通）

評価項目	参加表明者(企業)		予定技術者	
	資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰
評価のウェイト	15% (▲5%)	35%	15% (+5%)	35% (+10%)
		(▲10%)		

注1：()内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

(3) 特定・入札段階における配点

1) プロポーザル方式

予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価のウェイトは、(表5-2)のとおりとする。

(表5-2) プロポーザル方式の特定段階における配点ウェイト

評価項目	予定技術者		技術提案等	
	資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案
評価のウェイト	10% (▲5%)	15% (+5%)	25% (▲12.5%)	50% (+12.5%)

注1：()内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

2) 総合評価落札方式

予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価のウェイトは、(表5-3)のとおりとする。

(表5-3) 総合評価落札方式の入札段階における配点ウェイト

評価項目		予定技術者		技術提案等	
		資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案
評価のウェイト	1:3の場合	10% (▲5%)	15% (+5%)	25% (▲12.5%)	50% (+12.5%)
	1:2の場合	15% (▲5%)	20% (+5%)	30% (▲15%)	35% (+15%)
	1:1の場合	25% (▲12.5%)	25% (+12.5%)	50%	—

注1：()内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

(図5) プロポーザル方式及び総合評価落札方式の技術評価の基本的な考え方

発注方式	選定・指名段階の技術評価	特定・入札段階の技術評価	技術提案の内容	ヒアリングの実施	価格点：技術点の設定
①プロポーザル方式 の評価項目		<p>3~5者以上を選定</p> <p>25% 75%</p> <p>技術者の資格・実績等 5~10% 技術者の成績・表彰 15~20% 実施方針 12.5~25% 評価テーマ 50~62.5%</p>	実施方針および評価テーマ	実施	—
②総合評価落札方式 (標準型) の評価項目	<p>(配点イメージ)</p> <p>企業の資格・実績等 10~15% 企業の成績・表彰 25~35% 技術者の資格・実績等 15~20% 技術者の成績・表彰 35~45%</p>	<p>原則、10者以上を指名</p> <p>(1:3の配点イメージ) 25% 75%</p> <p>価格点 5~10% 技術者の資格・実績等 15~20% 実施方針 12.5~25% 評価テーマ 50~62.5%</p> <p>(1:2の配点イメージ) 35% 65%</p> <p>価格点 10~15% 技術者の資格・実績等 20~25% 実施方針 15~30% 評価テーマ 35~50%</p>	実施方針および評価テーマ	実施	1:3 ~ 1:2
③総合評価落札方式 (簡易型) の評価項目		<p>原則、10者以上を指名</p> <p>(1:1の配点イメージ)</p> <p>50% 50%</p> <p>価格点 12.5~25% 技術者の資格・実績等 25~37.5% 実施方針 50%</p>	実施方針のみ	実施 (省略可)	1:1 ※業務の難易度に応じて1:2も使用可

6. プロポーザル方式における要件設定と審査について

(1) 公募型、簡易公募型プロポーザル方式（※準じた手続含む）

1) 参加資格要件及び評価項目の設定について

参加資格要件及び評価項目については、業務内容、業務を遂行するにあたり必要とされる技術力等を十分に検討のうえ、(表6-1)に基づき適切に設定する。

(表6-1)

プロポーザル方式における資格要件・評価項目の標準的な設定例

要件		参加資格	選定要件	特定要件	補足・留意事項	
基本要件	予決令及び会計令	◎	-	-		
	競争参加資格	◎	-	-		
	指名停止	◎	-	-		
	暴力団排除	◎	-	-		
企業	登録状況	土木建設コンサル	-	◎	-	建設コンサルタント登録部門の有無
		地質調査	-	◎	-	地質調査業者登録の有無等
		測量	◎	-	-	測量業者登録の有無等
	業務実績	◎	◎	-		
	当該地整常駐技術者数	-	○	-		
	自己資本比率	-	○	-		
	瑕疵担保力	-	○	-		
	法令の遵守状況	-	○	-		
	業務成績	-	◎	-		
	表彰の有無	-	◎	-		
	事故及び不誠実な行為	-	◎	◎		
	業務拠点(企業の所在地)	-	-	-	設定不可	
	中立・公平性	○	-	-	他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務について、設定することができる	
その他	-	○	-			
管理技術者	技術者資格	◎	◎	◎		
	業務実績	◎	◎	◎		
	地域精通度	-	○	○		
	業務成績	-	◎	◎		
	表彰の有無	-	◎	◎		
	当該部門従事期間	-	○	○		
	手持ち業務量	◎	◎	○		
	CPDの取得状況	-	-	◎		
その他	-	-	○			
担当技術者	技術者資格	-	-	○	担当技術者は、必要に応じて評価項目として設定する。(標準的には設定しない) なお、設定した際の担当技術者の提案は1名を基本とするが、業務を短期間で遂行する場合など業務実施の迅速性(組織力)を強く求める場合は、3名までの提案による「加算値」での評価を行う。	
	業務実績	-	-	○		
	地域精通度	-	-	○		
	業務成績	-	-	○		
	表彰の有無	-	-	○		
	当該部門従事期間	-	-	○		
	手持ち業務量	-	-	○		
	CPDの取得状況	-	-	○		
その他	-	-	○			
照査技術者	技術者資格	-	○	○	照査技術者については、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に評価項目として設定する。	
	業務実績	-	○	○		
	地域精通度	-	-	○		
	業務成績	-	○	○		
	表彰の有無	-	-	○		
	当該部門従事期間	-	-	○		
	CPDの取得状況	-	-	○		
その他	-	-	○			
実施体制(再委託等)	◎	◎	-			
実施方針	-	-	◎	ヒアリング結果を反映させる。		
評価テーマに対する提案	-	-	◎	ヒアリング結果を反映させる。		
参考見積(業務コストの妥当性)	-	-	◎			

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「-」:原則設定しない

2) 評価項目毎の評価の着眼点（判断基準）について

評価項目毎の着眼点（判断基準）について、（表6-2）に示す。

（表6-2）評価項目毎の着眼点（判断基準）

評価項目		評価の着眼点		判断基準
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	下記の順位で評価する。 ① ○○部門の建設コンサルタント登録が有る機関。 【注：「○○部門」は建設コンサルタント登録規定に基づき、適切な部門を網羅して設定するものとする。】 ② 【注：地質調査業務にあっては、「○○部門の建設コンサルタント登録が有る機関」を「地質調査業者登録がある機関」に変更。】 または、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。 【注：上記に該当しない場合は加点しない。 【注：測量業務における測量業者登録については参加要件とし、本項目は評価しない。】
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成○年度以降に同種業務の実績、又は過去に○○○○に関する研究実績がある。 ②平成○年度以降に類似業務の実績がある。 なお、業務実績が無い場合は選定しない。 ③参加表明書の提出者が設計共同体の場合は、代表者に上記①、②の実績が無い場合、又は、その他の構成員に当該業務で実施を予定している分担業務について、平成○年度以降に実施した業務の実績が無い場合は選定しない。 【注：対象年は、毎年4月1日に変更する。（4月1日以降公示業務から切り替え）】
	方管理技術	迅速性	当該地整常駐技術者数	下記の順位で評価する。 ①当該地整内の常駐技術者○人以上 ○ 【○人は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ②上記以外
	経営力	履行保証力	自己資本比率	下記の順位で評価する。 ①自己資本比率が○%以上 ○ 【○%は25%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ②①③に該当しない ③自己資本比率が△%未満 【△%は10%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】
		瑕疵担保力	賠償責任保険加入の有無	下記の順位で評価する。 ①保険金額○万円以上の賠償責任保険に加入 ○ 【○万円は5,000万円を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ②①③に該当しない ③賠償責任保険に未加入
		遵法性	過去の法の遵守状況	下記の順位で評価する。 ①過去○年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ○ ②上記以外 【○年は1年程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】
成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去2年間の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係を除く）の平成○年度以降公示日までに完了した業務のTECRIS平均評価点を下記の順位で評価する。 ① 7.8点以上 ② 7.5点以上7.8点未満 ③ 7.3点以上7.5点未満 ④ 7.0点以上7.3点未満 ⑤ 6.0点以上7.0点未満 ⑥ 6.0点未満 なお、平成○年度以降の100万円を超える国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加点しない。 【注：「○年度以降」は過去2年間を基本とする。】
			過去2年間の業務の業務表彰の有無	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）で、過去2年間の優良業務表彰の経験、又は、地盤工学会九州支部、土木学会西部支部における表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①過去2カ年（平成○・○年度完了業務）の九州地方整備局発注業務「河川」【注：発注業務の業務分野（河川、道路、公園、機械、電気通信のうち何れか1つ）を記載】の局長表彰の実績有り ②過去2カ年（平成○・○年度完了業務）の九州地方整備局発注業務「河川」【注：発注業務の業務分野（河川、道路、公園、機械、電気通信のうち何れか1つ）を記載】の事務所長表彰の実績有り ③過去2カ年（平成○・○年度完了業務）の九州地方整備局以外の発注業務「河川」【注：発注業務の業務分野（河川、道路、公園、機械、電気通信のうち何れか1つ）を記載】の局長・事務所長表彰の実績有り ④平成23・24年度の地盤工学会九州支部表彰（技術賞（団体）の部）、土木学会西部支部表彰（西部支部技術賞）有り なお、上記に該当しない場合は加点しない。 【注：対象年は、毎年8月1日に変更する。（8月1日以降公示業務から切り替え）】
		事故及び不誠実な行為		下記の期間に本業務の公示日が含まれる場合には評価を減する。なお、設計共同体の場合は、構成員の何れかが下記期間に公示日が含まれる場合は、評価を減する。 ①指名停止 ・九州地方整備局による「指名停止」の期間に「指名停止期間と同期間（※1）」を加えた期間 ・九州7県（※2）の地方公共団体による「指名停止」の期間 ②書面による警告・注意 ・九州地方整備局による「書面による警告・注意【特別嚴重注意】」の通知日を含む2ヶ月間 ③九州地方整備局による「書面による警告・注意【嚴重注意】」の通知日を含む1ヶ月間 ・九州7県（※2）の地方公共団体による「書面による警告・注意」の通知日を含む1ヶ月間 ※1 指名停止期間が1ヶ月に満たない場合は「1ヶ月」とする ※2 九州7県の地方公共団体とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県。 注）地方公共団体の措置については、各地方公共団体が自ら発注した工事・業務それぞれに係る措置のみとする。

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

(表 6-2) 評価項目毎の着眼点 (判断基準)

プロポーザル方式 (選定段階での技術評価)		【予定管理技術者の経験及び能力】	
評価項目		評価の着眼点	
		判断基準	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	技術者資格等 技術者資格等、その専門分野の内容	技術者の資格を下記の順位で評価する。 ①・技術士 総合技術監理部門 (建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目) 【注:業務内容に応じ適宜設定するものとする】 ・技術士 建設部門又は〇〇部門 【注:業務内容に応じ適宜設定するものとする】 ・博士 (工学) 【注:博士の設定は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限る。地質調査業務については、理学、学術を追加する。】 ・土木学会認定技術者 (特別上級、上級) 【注:土木関係分野の場合に設定】 ②・RCCM ・地質調査技士【注:地質調査業務の場合は追加する。】 ・土木学会認定技術者 (1級)【注:土木関係分野の場合は追加する。】 ・コンクリート診断士【注:コンクリート構造物の維持・修繕の場合は追加する。】 ・土木鋼構造診断士【注:鋼構造物の維持・修繕の場合は追加する。】 ③なお、上記以外の場合は選定しない。 【注:測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】
	専門技術力	業務執行技術力 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容 (照査技術者として従事した業務は除く)	過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成〇年度以降に同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。 ②平成〇年度以降に類似業務の実績がある。 なお、上記以外の場合は選定しない。 【注:対象年は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】
		当該部門従事期間	下記の順位で評価する。 ①当該部門の従事期間が〇年以上 ②当該部門の従事期間が△年以上 【注:業務内容に応じて適宜設定するものとする。】
	情報収集力	地域精進度 過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無 (照査技術者として従事した業務は除く)	平成〇年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。 ①〇〇管内における業務実績あり。 ②〇〇管内における業務実績あり。 なお、上記に該当しない場合は加算しない。 【注:地域特性、業務特性などを踏まえ、地域特性の精進度が業務成果の品質向上に寄与する場合に設定する。】 【注:「〇年度以降」は過去10年間を基本とする。】 【注:対象年は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】 【注:「九州地方整備局管内」、「〇〇県内」、「〇〇事務所管内」を適宜設定するものとする。】
	専任性	専任性 手持ち業務金額及び件数	下記の項目に該当する場合は選定しない。 ・平成〇年〇月〇日現在【注:公示日】手持ち業務の契約金額が4億以上又は、手持ち業務の件数が10件以上。ただし、平成〇年〇月〇日現在【注:公示日】での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円以上から2億円以上に、件数を10件以上から5件以上に読み替える。 (手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務。(本業務は含まない。契約済及び特定後未契約のものを含む) なお、国土交通省以外の発注者 (国内外を問わず) のものも含む。)
成績・表彰	業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績 (照査技術者として従事した業務は除く)	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注 (港湾空港関係を除く) の平成〇年度以降公示日までに完了した業務のTECRIS平均評価点を下記の順位で評価する。 ① 7.8点以上 ② 7.5点以上 7.8点未満 ③ 7.3点以上 7.5点未満 ④ 7.0点以上 7.3点未満 ⑤ 6.0点以上 7.0点未満 ⑥ 6.0点未満 なお、平成〇年度以降の100万円を超える国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く) の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加算しない。 【注:「〇年度以降」は過去4年間を基本とする。】 【注:対象年は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】
	技術者表彰の有無 (照査技術者として従事した業務は除く)	過去4年間の業務の技術者表彰の有無 (照査技術者として従事した業務は除く)	国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く) で、過去4年間の優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験、又は、土木学会西部支部における表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①過去4カ年 (平成〇～〇年度完了業務) の九州地方整備局発注業務「河川」【注:発注業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のうち何れか1つ) を記載】の局長表彰の実績有り ②過去4カ年 (平成〇～〇年度完了業務) の九州地方整備局発注業務「河川」【注:発注業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のうち何れか1つ) を記載】の事務所長表彰の実績有り ③過去4カ年 (平成〇～〇年度完了業務) の九州地方整備局以外の発注業務「河川」【注:発注業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のうち何れか1つ) を記載】の局長・事務所長表彰の実績有り ④平成21～24年度の土木学会西部支部表彰 (西部支部技術賞、奨励賞、優秀講演賞) 有り なお、上記に該当しない場合は加算しない。 【注:対象年は、毎年8月1日に変更する。(8月1日以降公示業務から切り替え)】
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が、主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ・設計共同体により業務を実施する際に、下記に該当する場合 1)業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、又は一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 2)代表者以外の者が管理技術者を配置している場合。 3)各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置できていない場合。 4)各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合に、当該分担業務を実施。 【注:設計図書に照査技術者を定めない場合は、4)を削除する。】

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

(表6-2) 評価項目毎の着眼点 (判断基準)

プロポーザル方式 (特定段階での技術評価)		【予定技術者の経験及び能力】	
評価項目		評価の着眼点	
		判断基準	
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者・(担当技術者)・[照査技術者]	<p>技術者の資格を下記の順位で評価する。</p> <p>①・技術士 総合技術監理部門 (建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目) 【注: 業務内容に応じ適宜設定するものとする】 ・技術士 建設部門又は〇〇部門 【注: 業務内容に応じ適宜設定するものとする】 ・博士 (工学) 【注: 博士の設定は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限る。地質調査業務については、理学、学術を追加する。】 ・土木学会認定技術者 (特別上級、上級) 【注: 土木関係分野の場合に設定】 ②・R C M ・地質調査技術士 【注: 地質調査業務の場合は追加する。】 ・土木学会認定技術者 (1級) 【注: 土木関係分野の場合は追加する。】 ・コンクリート診断士 【注: コンクリート構造物の維持・修繕の場合は追加する。】 ・土木鋼構造診断士 【注: 鋼構造物の維持・修繕の場合は追加する。】 ③なお、上記以外の場合は選定しない。 【注: 担当技術者の評価については、「選定しない」→「加点しない」とする。】 【注: 測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>
	資格要件	業務執行技術力	<p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容 (照査技術者として従事した業務は除く)</p> <p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成〇年度以降に同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。 ②平成〇年度以降に類似業務の実績がある。 なお、上記以外の場合は選定しない。 【注: 担当技術者の評価については、「選定しない」→「加点しない」とする。】 【注: 対象年は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】</p>
	専門技術力	当該部門の従事期間	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①当該部門の従事期間が〇年以上 ②当該部門の従事期間が〇年以上 【注: 業務内容に応じて適宜設定するものとする。】</p>
	情報収集力	地域精進度	<p>過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無 (照査技術者として従事した業務は除く)</p> <p>平成〇年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。 ①〇〇管内における業務実績あり。 ②〇〇管内における業務実績あり。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。 【注: 地域特性、業務特性などを踏まえ、地域特性の精進度が業務成果の品質向上に寄与する場合に設定する。】 【注: 「〇年度以降」は過去10年間を基本とする。】 【注: 対象年は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】 【注: 「九州地方整備局管内」、「〇〇県内」、「〇〇事務所管内」を適宜設定するものとする。】</p>
予定技術者の経験及び能力	専任性	専任性	<p>手持ち業務金額及び件数</p> <p>下記の順位で評価する。 ①全ての手持ち業務の契約金額が1億円未満かつ契約件数が3件未満。 ②全ての手持ち業務の契約金額が1億円以上4億円未満かつ10件未満。または4億円未満かつ3件以上10件未満。 ③全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円以上又は、手持ち業務の件数が10件以上の場合は選定しない。 ただし、平成〇年〇月〇日現在【注: 公示日】での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、上記①～③を下記ののとおり読み替える。 ①契約金額を0.5億円未満かつ契約件数が2件未満。 ②契約金額を0.5億円以上2億円未満かつ契約件数が5件未満。または、契約金額を2億円未満かつ契約件数が2件以上5件未満。 ③契約金額を2億円以上又は、契約件数が5件以上。 【注: ③の担当技術者の評価については、「選定しない」→「加点しない」とする。】</p>
	CPD	CPD	<p>CPDの取得状況について以下の順位で評価する。</p> <p>① 継続教育 (CPD) の証明有り なお、上記に該当しない場合は、加点しない。 【注: 単位取得の証明は、当該業務の技術提案書提出期限から過去1年以内に発行されたものであること。】 【注: 単位取得証明期間は、技術提案書提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。含まれていない場合は、評価しない。】</p>
	成績・表彰	管理技術者・(担当技術者)・[照査技術者]	<p>過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績 (照査技術者として従事した業務は除く)</p> <p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注 (港湾空港関係を除く) の平成〇年度以降公示日までに完了した業務のTECRIS平均評価点を下記の順位で評価する。 ① 7.8点以上 ② 7.5点以上7.8点未満 ③ 7.3点以上7.5点未満 ④ 7.0点以上7.3点未満 ⑤ 6.0点以上7.0点未満 ⑥ 6.0点未満 なお、平成〇年度以降の100万円を超える国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く) の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加点しない。 【注: 「〇年度以降」は過去4年間を基本とする。】 【注: 対象年は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】</p>
		<p>過去4年間の業務の技術者表彰の有無 (照査技術者として従事した業務は除く)</p> <p>国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く) で、過去4年間の優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験、又は、土木学会西部支部における表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①過去4カ年(平成〇～〇年度完了業務)の九州地方整備局発注業務「河川」【注: 発注業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のうち何れか1つ) を記載】の局長表彰の実績有り ②過去4カ年(平成〇～〇年度完了業務)の九州地方整備局発注業務「河川」【注: 発注業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のうち何れか1つ) を記載】の事務所長表彰の実績有り ③過去4カ年(平成〇～〇年度完了業務)の九州地方整備局以外の発注業務「河川」【注: 発注業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のうち何れか1つ) を記載】の局長・事務所長表彰の実績有り ④平成21～24年度の土木学会西部支部表彰 (西部支部技術賞、奨励賞、優秀講演賞) 有り なお、上記に該当しない場合は加点しない。 【注: 対象年は、毎年8月1日に変更する。(8月1日以降公示業務から切り替え)】</p>	

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

(表6-2) 評価項目毎の着眼点 (判断基準)

プロポーザル方式 (特定段階での技術評価)

【実施方針・特定テーマ】

評価項目	評価の着眼点	
		判断基準
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	◎ 目的、条件、内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。
	実施手順	◎ 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。
		◎ 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。
	照査における具体の手法・工夫等	○ 業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査における具体の手法・工夫等が優れている場合に優位に評価する。
	その他	◎ 有益な代替案、重要事項の指摘があり、優れている場合に優位に評価する。
○ 地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があり、優れている場合には評価する。		
評価テーマに対する技術提案	全体	◎ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高く、優れている場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。
	評価テーマ1	◎ 地形、環境、地域特性など【注：業務内容に応じ、適宜変更するものとする】の与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。
		◎ 着眼点、問題点、解決方法等が記載され、優れている場合に優位に評価する。
		○ 事業の重要度を考慮した提案であり、優れている場合に優位に評価する。
		○ 事業の難易度に相応しい提案であり、優れている場合に優位に評価する。
	実現性	◎ 提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。
		◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。
		○ 利用しようとする技術基準、資料が適切であり、優れている場合に優位に評価する。
		○ 提案内容によって想定される事業費が適切であり、優れている場合に優位に評価する。
	独創性	○ 工学的知見に基づく全く新しい提案があり、優れている場合に優位に評価する。
○ 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案があり、優れている場合に優位に評価する。		
○ 複数の既存技術を統合化する提案があり、優れている場合に優位に評価する。		
○ 新工法採用の提案があり、優れている場合に優位に評価する。		
2	◎ 的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○
3	◎ 的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○
技術提案書提出者(企業)の指名停止等の措置状況	事故及び不誠実な行為	◎ 下記の期間に本業務の公示日が含まれる場合には評価を減ずる。なお、設計共同体の場合は、構成員の何れかが下記期間に公示日が含まれる場合は、評価を減ずる。 ①指名停止 ・九州地方整備局による「指名停止」の期間に「指名停止期間と同期間(※1)」を加えた期間 ・九州7県(※2)の地方公共団体による「指名停止」の期間 ②書面による警告・注意 ・九州地方整備局による「書面による警告・注意【特別嚴重注意】」の通知日を含む2ヶ月間 ・九州地方整備局による「書面による警告・注意【嚴重注意】」の通知日を含む1ヶ月間 ・九州7県(※2)の地方公共団体による「書面による警告・注意」の通知日を含む1ヶ月間 ※1 指名停止期間が1ヶ月に満たない場合は「1ヶ月」とする ※2 九州7県の地方公共団体とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県。 注) 地方公共団体の措置については、各地方公共団体が自ら発注した工事・業務それぞれに係る措置のみとする。
参考見積	業務コストの妥当性	◎ 業務規模と大きく乖離がある場合は非特定

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

3) 具体的な配点設定

配点設定は、「5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方について（以下「配点の考え方」という）」のウェイトバランスに基づくこととする。

なお、「選定段階での技術評価」及び「特定段階での技術評価」について100点満点を基本とする。

各評価項目の評価については、3段階評価を行うことを原則とするが、必要な場合は5段階評価等を用いる。

以下に段階評価別の配点例を示す。

ケース		配点					
		100%	80%	60%	40%	20%	0%
2段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5					0
	ケース2(10点満点のケース)	10					0
3段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5		3			0
	ケース2(10点満点のケース)	10		6			0
4段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5		3		1	0
	ケース2(10点満点のケース)	10		6		2	0
5段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5	4	3	2		0
	ケース2(10点満点のケース)	10	8	6	4		0
6段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5	4	3	2	1	0
	ケース2(10点満点のケース)	10	8	6	4	2	0

4) 特に留意する事項

以下の事項について十分留意し、要件設定と審査を適切に実施する。

① 地域要件の設定について

プロポーザル方式については、最も優れた技術力を有する者を契約相手とする調達方式であることを踏まえ、地域要件（企業の所在地）を参加資格要件として設定しない。また地域貢献度は評価しない。地域精通度は、必要に応じ選定時及び特定時の評価項目として設定する。

なお、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用する。

② ヒアリングについて

ヒアリングは単独の評価項目とせず、ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を、「実施方針等」及び「評価テーマ」の評価に反映させる。

③ その他

業務成果の品質確保のため、個別の評価項目に設定される非特定要件に加え、下記のとおり非特定要件を設定する。

ただし、その他の「有益な代替案、重要事項の指摘等」については、対象外とする。

- ・「実施方針・実施フロー・工程表」の評価の合計が満点の6割未満の場合は特定しない。
- ・「評価テーマに対する技術提案」の評価の合計が満点の6割未満の場合は特定しない。

④ 評価値が同点の場合の特定者決定方法

評価の合計点の最高得点者が複数者いる場合、下記の1)から6)の順で1者を特定するものとする。(2)以下はその上記項目が同点の場合適用)

- 1) 技術提案の評価テーマの得点が高いもの
- 2) 技術提案の実施方針・実施フロー、工程表その他の得点が高いもの
- 3) 予定管理技術者の専門技術力（業務成績の平均点）が高いもの
- 4) 予定管理技術者の専門技術力（優良表彰）の得点が高いもの
- 5) 予定管理技術者の手持ち（公示日における）業務量が少ないもの

- ・ 手持ち業務量は、契約額が少ない者とし、契約額が同じ場合は、件数の少ない者を上位とする。
- ・ ただし調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港除く）がある場合は、下位とする。

- 6) 上記1)～5)による特定作業の結果、最高得点者が複数者存在する場合は、H25、26年度九州地方整備局有資格者名簿の上位の者とする。

⑤ CPD（継続教育）の評価について

各団体の推奨単位取得を証明する「単位取得証明書」の証明日が技術提案書提出期限の過去1年以内のものを評価する。

推奨単位には、各団体で1年、2年、5年等あるので、いずれの実績でも評価するが、証明書が何年間の実績で申請しているのか明確にすること。

なお、単位取得証明期間は、技術提案書提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。含まれていない場合は、評価しない。

【単位取得証明書の証明日と単位集計の例】

団体の推奨単位を 50単位/年 とした場合（なお、推奨単位については、各団体で年数・単位数が複数設定されているので、提出した資料がいずれの推奨単位で有るか明確にすること。）

技術提案書

月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
取得単位	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4		2	6
証明日3月	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4		2	6
証明日4月	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4		2	6
証明日1月	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4		2	6

推奨単位: 50単位/年の場合
 46単位 ⇒ 評価しない
 50単位 ⇒ 評価する
 50単位 ⇒ 評価する

技術資料提出期限の過去1年 ☆：証明書取得月

※インターネットでの検索結果の写しは評価しない。あくまで各団体が発行する単位取得証明書のみでしか評価しないので、留意すること。

7. 総合評価落札方式における要件設定と審査について

(1) 参加資格要件及び評価項目の設定について

参加資格要件及び評価項目については、業務内容、業務を遂行するにあたり必要とされる技術力等を十分に検討のうえ、(表7-1)に基づき適切に設定する。

(表7-1)

総合評価落札方式における資格要件・評価項目の標準的な設定例

要件		参加資格	選定要件	技術評価	補足・留意事項	
基本要件	予決令及び会計令	◎	-	-		
	競争参加資格	◎	-	-		
	指名停止	◎	-	-		
	入札参加者間の関係	◎	-	-	入札参加者間で資本・人事面での関係が無いこと	
	暴力団排除	◎				
企業	登録状況	土木建設コンサル	-	◎	-	建設コンサルタント登録の有無等
		地質調査	-	◎	-	地質調査業者登録の有無等
		測量	◎	-	-	測量業者登録の有無等
	業務実績	◎	◎	-		
	当該地常駐技術者数	-	○	-		
	地域貢献度	-	○	-	災害協定等に基づく活動実績	
	自己資本比率	-	○	-		
	瑕疵担保力	-	○	-		
	法令の遵守状況	-	○	-		
	業務成績	-	◎	-		
	表彰の有無	-	◎	-		
	事故及び不誠実な行為	-	◎	◎		
	業務拠点(企業の所在地)	○	-	-	効率的かつ十分な成果が得られるとともに、競争性が確認できる場合を基本の条件として、設定することができる	
	中立・公平性	○	-	-	他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務について、設定することができる	
	地域での活動経験	-	○	-		
その他	-	○	-			
管理技術者	技術者資格	◎	◎	◎		
	業務実績	◎	◎	◎		
	地域精通度	-	○	○	地域精通度により成果の品質向上が期待できる場合に設定する	
	業務成績	-	◎	◎		
	表彰の有無	-	◎	◎		
	当該部門従事期間	-	○	○		
	手持ち業務量	◎	◎	○		
	CPDの取得状況	-	-	○		
その他	-	-	○			
担当技術者	技術者資格	-	-	○	担当技術者は、必要に応じて評価項目として設定する。 (標準的には設定しない) なお、設定した際の担当技術者の提案は1名を基本とするが、業務を短時間で遂行する場合など業務実施の迅速性(組織力)を強く求める場合は、3名までの提案による「加算値」での評価を行う。	
	業務実績	-	-	○		
	地域精通度	-	-	○		
	業務成績	-	-	○		
	表彰の有無	-	-	○		
	当該部門従事期間	-	-	○		
	手持ち業務量	-	-	○		
CPDの取得状況	-	-	○			
その他	-	-	○			
照査技術者	技術者資格	-	○	○	照査技術者については、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に評価項目として設定する。	
	業務実績	-	○	○		
	地域精通度	-	-	○		
	業務成績	-	○	○		
	表彰の有無	-	-	○		
	当該部門従事期間	-	-	○		
	CPDの取得状況	-	-	○		
その他	-	-	○			
実施体制(再委託等)	◎	◎	-			
実施方針	-	-	◎	ヒアリング結果を反映させる。		
評価テーマに対する提案	-	-	◎(※)	※標準型のみ設定。 ヒアリング結果を反映させる。		

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「-」:原則設定しない

(2) 評価項目毎の評価の着眼点 (判断基準) について

評価項目毎の着眼点 (判断基準) について、(表7-2) に示す。

(表7-2) 評価項目毎の評価の着眼点 (判断基準)

総合評価落札方式 (指名段階での技術評価)			【企業の経験及び能力】
評価項目	評価の着目点		判断基準
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	技術部門登録 当該部門の建設コンサルタント登録等	下記の順位で評価する。 ① ○○部門の建設コンサルタント登録が有る機関。 【注: 「○○部門」は建設コンサルタント登録規定に基づき、適切な部門を網羅して設定するものとする。】 【注: 地質調査業務にあっては、「○○部門の建設コンサルタント登録が有る機関」を「地質調査業者登録がある機関」に変更。】 または、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。 【注: 測量業務における測量業者登録については参加要件とし、本項目は評価しない。】
	専門技術力	成果の確実性 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成○年度以降に同種業務の実績、又は過去に○○○に関する研究実績がある。 ②平成○年度以降に類似業務の実績がある。 なお、業務実績が無い場合は指名しない。 参加表明書の提出者が設計共同体の場合は、代表者に上記①、②の実績が無い場合、又は、その他の構成員に当該業務で実施を予定している分担業務について、平成○年度以降に実施した業務の実績が無い場合は指名しない。 【注: 対象年は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】
	力管理技術	迅速性 当該地整常駐技術者数	下記の順位で評価する。 ①当該地整内の常駐技術者○人以上 【○人は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ②上記以外
	情報収集力	地域貢献度 過去10年間の災害協定等に基づく活動実績	平成○年度以降の災害協定等に基づく活動実績について、下記の順位で評価する。 当該地域(○○県)での災害協定等に基づく活動実績あり。 【注: 「○年度以降」は過去10年間を基本とする。】
		ボランティア活動による表彰等の実績	平成○年度以降のボランティア活動による表彰等の実績について、下記の順位で評価する。 ○○県(あるいは九州地方整備局管内)における過去2年度+当該年度の河川、道路行政等(公園、港湾空港含む)に関わる行政機関からの表彰、感謝状の実績あり。
	経営力	履行保証力 自己資本比率	下記の順位で評価する。 ①自己資本比率が○%以上 【○%は25%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ②①③に該当しない ③自己資本比率が△%未満 【△%は10%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】
		瑕疵担保力 賠償責任保険加入の有無	下記の順位で評価する。 ①保険金額○万円以上の賠償責任保険に加入 【○万円は5,000万円を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ②①③に該当しない ③賠償責任保険に未加入
		遵法性 過去の法の遵守状況	下記の順位で評価する。 ①過去○年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ②上記以外 【○年は1年程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】
	成績・表彰	専門技術力 成果の確実性 過去2年間の国土交通省及び沖縄総合開発事務局開発建設部発注業務の業務成績	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の平成○年度以降公示日までに完了した業務のTECRIS平均評価点を下記の順位で評価する。 ① 7.8点以上 ② 7.5点以上7.8点未満 ③ 7.3点以上7.5点未満 ④ 7.0点以上7.3点未満 ⑤ 6.0点以上7.0点未満 ⑥ 6.0点未満 なお、平成○年度以降の100万円を超える国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加点しない。 【注: 「○年度以降」は過去2年間を基本とする。】 【注: 対象年は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】
		過去2年間の業務の業務表彰の有無	九州地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、過去2年間の優良業務表彰の経験、又は、地盤工学会九州支部、土木学会西部支部における表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①過去2カ年(平成○、○年度完了業務)の九州地方整備局発注業務「河川」【注: 発注業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のうち何れか1つ)を記載】の局長表彰の実績有り ②過去2カ年(平成○、○年度完了業務)の九州地方整備局発注業務「河川」【注: 発注業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のうち何れか1つ)を記載】の事務所長表彰の実績有り ③平成23・24年度の地盤工学会九州支部表彰(技術賞(団体)の部)、土木学会西部支部表彰(西部支部技術賞)有り なお、上記に該当しない場合は加点しない。 【注: 対象年は、毎年8月1日に変更する。(8月1日以降公示業務から切り替え)】
事故及び不誠実な行為			下記の期間に本業務の公示日が含まれる場合には評価を減する。なお、設計共同体の場合は、構成員の何れかが下記期間に公示日が含まれる場合は、評価を減する。 ①指名停止 ・九州地方整備局による「指名停止」の期間に「指名停止期間と同期間(※1)」を加えた期間 ・九州7県(※2)の地方公共団体による「指名停止」の期間 ②書面による警告・注意 ・九州地方整備局による「書面による警告・注意【特別嚴重注意】」の通知日を含む2ヶ月間 ③九州地方整備局による「書面による警告・注意【嚴重注意】」の通知日を含む1ヶ月間 ・九州7県(※2)の地方公共団体による「書面による警告・注意」の通知日を含む1ヶ月間 ※1 指名停止期間が1ヶ月に満たない場合は「1ヶ月」とする ※2 九州7県の地方公共団体とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県。 注) 地方公共団体の措置については、各地方公共団体が自ら発注した工事・業務それぞれに係る措置のみとする。

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

(表7-2) 評価項目毎の評価の着眼点(判断基準)

総合評価落札方式(指名段階での技術評価)

【予定管理技術者の経験及び能力】

評価項目	評価の着眼点		判断基準	
	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容		
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>技術者の資格を下記の順位で評価する。</p> <p>①・技術士 総合技術監理部門(建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目)</p> <p>【注:業務内容に応じ適宜設定するものとする】</p> <p>・技術士 建設部門又は〇〇部門</p> <p>【注:業務内容に応じ適宜設定するものとする】</p> <p>・博士(工学)</p> <p>【注:博士の設定は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限る。地質調査業務については、理学、学術を追加する。】</p> <p>・土木学会認定技術者(特別上級、上級)</p> <p>【注:土木関係分野の場合に設定】</p> <p>②・RCCM</p> <p>・地質調査技士【注:地質調査業務の場合は追加する。】</p> <p>・土木学会認定技術者(1級)【注:土木関係分野の場合は追加する。】</p> <p>・コンクリート診断士【注:コンクリート建造物の維持・修繕の場合は追加する。】</p> <p>・土木鋼構造診断士【注:鋼構造物の維持・修繕の場合は追加する。】</p> <p>③なお、上記以外の場合は選定しない。</p> <p>【注:測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容(照査技術者として従事した業務は除く)	<p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①平成〇年度以降に同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。</p> <p>②平成〇年度以降に類似業務の実績がある。</p> <p>なお、上記以外の場合は指名しない。</p> <p>【注:対象年は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】</p>
		当該部門従事期間		<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①当該部門の従事期間が〇年以上</p> <p>②当該部門の従事期間が△年以上</p> <p>【注:業務内容に応じて適宜設定するものとする。】</p>
	情報収集力	地域精進度	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無(照査技術者として従事した業務は除く)	<p>平成〇年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。</p> <p>①〇〇管内における業務実績あり。</p> <p>②〇〇管内における業務実績あり。</p> <p>なお、上記に該当しない場合は加点しない。</p> <p>【注:地域特性、業務特性などを踏まえ、地域特性の精進度が業務成果の品質向上に寄与する場合に設定する。】</p> <p>【注:「〇年度以降」は過去10年間を基本とする。】</p> <p>【注:対象年は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】</p> <p>【注:「九州地方整備局管内」、「〇〇県内」、「〇〇事務所管内」を適宜設定するものとする。】</p>
専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	<p>下記の項目に該当する場合は指名しない。</p> <p>・平成〇年〇月〇日現在【注:公示日】手持ち業務の契約金額が4億以上又は、手持ち業務の件数が10件以上。ただし、平成〇年〇月〇日現在【注:公示日】での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円以上から2億円以上に、件数を10件以上から5件以上に読み替える。</p> <p>(手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務。(本業務は含まない。契約済及び特定後未契約のものを含む)なお、国土交通省以外の発注者(国内外を問わず)のものも含む。)</p>	
成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	<p>過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(照査技術者として従事した業務は除く)</p> <p>過去4年間の業務の技術者表彰の有無(照査技術者として従事した業務は除く)</p>	<p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係を除く)の平成〇年度以降公示日までに完了した業務のTECRIS平均評価点を下記の順位で評価する。</p> <p>①7.8点以上</p> <p>②7.5点以上7.8点未満</p> <p>③7.3点以上7.5点未満</p> <p>④7.0点以上7.3点未満</p> <p>⑤6.0点以上7.0点未満</p> <p>⑥6.0点未満</p> <p>⑦6.0点未満</p> <p>なお、平成〇年度以降の100万円を超える国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加点しない。</p> <p>【注:「〇年度以降」は過去4年間を基本とする。】</p> <p>【注:対象年は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】</p>
				<p>九州地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、過去4年間の優秀技術者表彰(又は優良業務表彰)の経験、又は、土木学会西部支部における表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>①過去4カ年(平成〇～〇年度完了業務)の九州地方整備局発注業務「河川」【注:発注業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のうち何れか1つ)を記載】の局長表彰の実績有り</p> <p>②過去4カ年(平成〇～〇年度完了業務)の九州地方整備局発注業務「河川」【注:発注業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のうち何れか1つ)を記載】の事務所長表彰の実績有り</p> <p>③平成21～24年度の土木学会西部支部表彰(西部支部技術賞、奨励賞、優秀講演賞)有り</p> <p>なお、上記に該当しない場合は加点しない。</p> <p>【注:対象年は、毎年8月1日に変更する。(8月1日以降公示業務から切り替え)】</p>
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		<p>下記項目に該当する場合には指名しない。</p> <p>・再委託の内容が、主たる部分の場合。</p> <p>・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。</p> <p>・設計共同体により業務を実施する際に、下記に該当する場合</p> <p>1)業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、又は一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。</p> <p>2)代表者以外の者が管理技術者を配置している場合。</p> <p>3)各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置できていない場合。</p> <p>4)各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合に、当該分担業務を実施。</p> <p>【注:設計図書に照査技術者を定めない場合は、4)を削除する。】</p>	

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

(表 7-2) 評価項目毎の評価の着眼点 (判断基準)

総合評価落札方式 (入札段階での技術審査・評価)			【予定技術者の経験及び能力】	
評価項目		評価の着眼点		
		判断基準		
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者・(担当技術者)・[照査技術者]	資格要件	<p>技術者の資格を下記の順位で評価する。</p> <p>①・技術士 総合技術監理部門 (建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目) 【注:業務内容に応じ適宜設定するものとする】 ・技術士 建設部門又は〇〇部門 【注:業務内容に応じ適宜設定するものとする】 ・博士 (工学) 【注:博士の設定は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限る。地質調査業務については、理学、学術を追加する。】 ・土木学会認定技術者 (特別上級、上級) 【注:土木関係分野の場合に設定】 ②・RCCM ・地質調査技士 【注:地質調査業務の場合は追加する。】 ・土木学会認定技術者 (1級) 【注:土木関係分野の場合は追加する。】 ・コンクリート診断士 【注:コンクリート構造物の維持・修繕の場合は追加する。】 ・土木構造物診断士 【注:鋼構造物の維持・修繕の場合は追加する。】 ③なお、上記以外の場合は指名しない。 【注:担当技術者の評価については、「指名しない」→「加点しない」とする。】 【注:測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>
		技術者資格等	<p>技術者資格等、その専門分野の内容</p>	◎ (○) (LO) (L)
		業務執行技術力	<p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容 (照査技術者として従事した業務は除く)</p>	<p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①平成〇年度以降に同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。 ②平成〇年度以降に類似業務の実績がある。 なお、上記以外の場合は指名しない。 【注:担当技術者の評価については、「指名しない」→「加点しない」とする。】 【注:対象年は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】</p>
		地域精通度	<p>過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無 (照査技術者として従事した業務は除く)</p>	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①当該部門の従事期間が〇年以上 ②当該部門の従事期間が△年以上 【注:業務内容に応じて適宜設定するものとする。】</p>
		情報収集力	<p>過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無 (照査技術者として従事した業務は除く)</p>	<p>平成〇年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。</p> <p>①〇〇管内における業務実績あり。 ②〇〇管内における業務実績あり。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。 【注:地域特性、業務特性などを踏まえ、地域特性の精通度が業務成果の品質向上に寄与する場合に設定する。】 【注:「〇年度以降」は過去10年間を基本とする。】 【注:対象年は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】 【注:「九州地方整備局管内」、「〇〇県内」、「〇〇事務所管内」を適宜設定するものとする。】</p>
予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	専任性	<p>専任性</p> <p>手持ち業務金額及び件数</p>	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①全ての手持ち業務の契約金額が1億円未満かつ契約件数が3件未満。 ②全ての手持ち業務の契約金額が1億円以上4億円未満かつ10件未満。または4億円未満かつ3件以上10件未満。 ③全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円以上又は、手持ち業務の件数が10件以上の場合は指名しない。 ただし、平成〇年〇月〇日現在【注:公示日】での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、上記①～③を下記のとおり読み替える。 ①契約金額を0.5億円未満かつ契約件数が2件未満。 ②契約金額を0.5億円以上2億円未満かつ契約件数が5件未満。または、契約金額を2億円未満かつ契約件数が2件以上5件未満。 ③契約金額を2億円以上又は、契約件数が5件以上。 【注:③の担当技術者の評価については、「指名しない」→「加点しない」とする。】</p>
		CPD	<p>CPD</p>	<p>◎ CPDの取得状況について以下の順位で評価する。</p> <p>① 継続教育 (CPD) の証明有り なお、上記に該当しない場合は、加点しない。 【注:単位取得の証明は、当該業務の技術提案書提出期限から過去1年以内に発行されたものであること。】 【注:単位取得証明期間は、技術提案書提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。含まれていない場合は、評価しない。】</p>
予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	業務執行技術力	<p>過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖繩総合事務局発注業務 (港湾空港関係を除く) の平成〇年度以降公示日まで完了した業務のTECRIS平均評価点を下記の順位で評価する。</p> <p>① 7.8点以上 ② 7.5点以上7.8点未満 ③ 7.3点以上7.5点未満 ④ 7.0点以上7.3点未満 ⑤ 6.0点以上7.0点未満 ⑥ 6.0点未満 なお、平成〇年度以降の100万円を超える国土交通省及び内閣府沖繩総合事務局発注業務 (港湾空港関係を除く) の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加点しない。 【注:「〇年度以降」は過去4年間を基本とする。】 【注:対象年は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】</p>	◎ (○) (LO) (L)
		技術者表彰の有無 (照査技術者として従事した業務は除く)	<p>九州地方整備局発注業務 (港湾空港関係を除く) で、過去4年間の優秀技術者表彰 (又は優良業務表彰) の経験、又は、土木学会西部支部における表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>①過去4カ年 (平成〇～〇年度完了業務) の九州地方整備局発注業務「河川」【注:発注業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のうち何れか1つ) を記載】の局長表彰の実績有り ②過去4カ年 (平成〇～〇年度完了業務) の九州地方整備局発注業務「河川」【注:発注業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のうち何れか1つ) を記載】の事務所長表彰の実績有り ③平成21～24年度の土木学会西部支部表彰 (西部支部技術賞、奨励賞、優秀講演賞) 有り なお、上記に該当しない場合は加点しない。 【注:対象年は、毎年8月1日に変更する。(8月1日以降公示業務から切り替え)】</p>	◎ (○) (LO) (L)

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

(表 7-2) 評価項目毎の評価の着眼点 (判断基準)

総合評価落札方式 (入札段階での技術審査・評価)		【実施方針・評価テーマ】		
評価項目		評価の着眼点		
		判断基準		
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	◎	目的、条件、内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。	
	実施手順	◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。	
		◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。	
	照査における具体の手法・工夫等	○	業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査における具体の手法・工夫等が優れている場合に優位に評価する。	
	その他	◎	有益な代替案、重要事項の指摘があり、優れている場合に優位に評価する。ただし、別途費用が必要となる場合は提案として認めず、かつ評価しない。	
		○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があり、優れている場合には評価する。	
評価テーマに対する技術提案 (※)	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高く、優れている場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。
		的准确性	◎	地形、環境、地域特性など【注：業務内容に応じ、適宜変更するものとする】の与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。
	評価テーマ1	的准确性	◎	着眼点、問題点、解決方法等が記載され、優れている場合に優位に評価する。
			○	事業の重要度を考慮した提案であり、優れている場合に優位に評価する。
			○	事業の難易度に相応しい提案であり、優れている場合に優位に評価する。
			◎	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。
		実現性	◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。
			○	利用しようとする技術基準、資料が適切であり、優れている場合に優位に評価する。
	評価テーマ2	的准确性	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。
			◎	着眼点、問題点、解決方法等が記載され、優れている場合に優位に評価する。
			○	事業の重要度を考慮した提案であり、優れている場合に優位に評価する。
			○	事業の難易度に相応しい提案であり、優れている場合に優位に評価する。
		実現性	◎	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。
			◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。
○			利用しようとする技術基準、資料が適切であり、優れている場合に優位に評価する。	
○			提案内容によって想定される事業費が適切であり、優れている場合に優位に評価する。	
技術提案書提出者 (企業) の指名停止等の措置状況	事故及び不誠実な行為	◎	下記の期間に本業務の公示日が含まれる場合には評価を減ずる。なお、設計共同体の場合は、構成員の何れかが下記期間に公示日が含まれる場合は、評価を減ずる。 ①指名停止 ・九州地方整備局による「指名停止」の期間に「指名停止期間と同期間 (※1)」を加えた期間 ・九州7県 (※2) の地方公共団体による「指名停止」の期間 ②書面による警告・注意 ・九州地方整備局による「書面による警告・注意【特別嚴重注意】」の通知日を含む2ヶ月間 ・九州地方整備局による「書面による警告・注意【嚴重注意】」の通知日を含む1ヶ月間 ・九州7県 (※2) の地方公共団体による「書面による警告・注意」の通知日を含む1ヶ月間 ※1 指名停止期間が1ヶ月に満たない場合は「1ヶ月」とする ※2 九州7県の地方公共団体とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県。 注) 地方公共団体の措置については、各地方公共団体が自ら発注した工事・業務それぞれに係る措置のみとする。	

◎: 原則として設定する項目 ○: 必要に応じて設定する項目

※ 標準型のみ設定

実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

(4) 具体的な配点設定

配点設定は、「5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方について（以下「配点の考え方」という）」のウェイトバランスに基づくこととする。

なお、「指名段階での技術評価」及び「入札段階での技術評価」について100点満点を基本とする。

各評価項目の評価については、3段階評価を行うことを原則とするが、必要な場合は5段階評価等を用いる。

以下に段階評価別の配点例を示す。

ケース		配点					
		100%	80%	60%	40%	20%	0%
2段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5					0
	ケース2(10点満点のケース)	10					0
3段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5		3			0
	ケース2(10点満点のケース)	10		6			0
4段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5		3		1	0
	ケース2(10点満点のケース)	10		6		2	0
5段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5	4	3	2		0
	ケース2(10点満点のケース)	10	8	6	4		0
6段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5	4	3	2	1	0
	ケース2(10点満点のケース)	10	8	6	4	2	0

(4) 特に留意する事項

以下の事項について十分留意し、要件設定と審査を適切に実施する。

1) 地域要件の設定について

地域要件（企業の所在地）について、業務特性を踏まえ効率的かつ十分な成果が得られるとともに競争性が確保される場合に、参加資格要件として設定を可能とする。

地域貢献度は、業務特性を踏まえ指名段階での評価項目として設定を可能とする。また、地域精通度については、業務特性を踏まえ指名段階又は入札段階での評価項目として設定を可能とする。

なお、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用する。

2) ヒアリングについて

ヒアリングは単独の評価項目とせず、ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を、「実施方針等」及び「評価テーマ」の評価に反映させる。

3) ヒアリングの省略

総合評価落札方式（簡易型及び標準型）での、ヒアリングは省略可とする。

ただし、業務内容によって、ヒアリングを実施することを妨げるものではない。

4) CPD（継続教育）の評価について

各団体の推奨単位取得を証明する「単位取得証明書」の証明日が技術提案書提出期限の過去1年以内のものを評価する。

推奨単位には、各団体で1年、2年、5年等あるので、いずれの実績でも評価するが、証明書が何年間の実績で申請しているのか明確にすること。

なお、単位取得証明期間は、技術提案書提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。含まれていない場合は、評価しない。

【単位取得証明書の証明日と単位集計の例】

団体の推奨単位を 50単位/年 とした場合（なお、推奨単位については、各団体で年数・単位数が複数設定されているので、提出した資料がいずれの推奨単位で有るか明確にすること。）

技術提案書

月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
取得単位	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4		2	6	推奨単位：50単位/年の場合
証明日3月	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4	2	6	6	46単位 ⇒評価しない
証明日4月	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4	2	6	6	50単位 ⇒評価する
証明日1月	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4		4	6	50単位 ⇒評価する

技術資料提出期限の過去1年

☆：証明書取得月

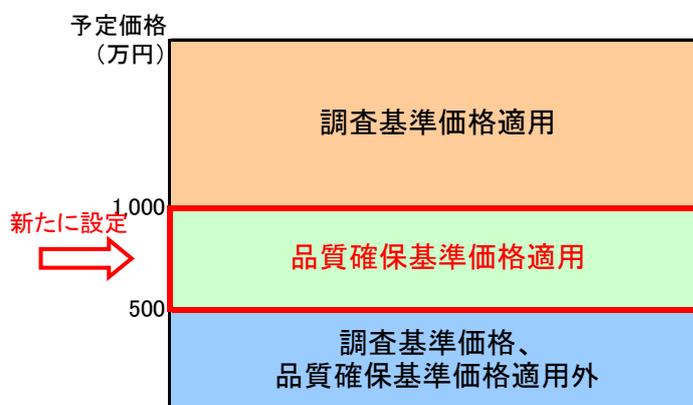
※インターネットでの検索結果の写しは評価しない。あくまで各団体が発行する単位取得証明書のみでしか評価しないので、留意すること。

5) 品質確保基準価格の導入

土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務のうち、予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務において、業務の品質確保が図られる履行内容であるかを調査するための基準価格である「品質確保基準価格」を新たに設定。詳細は入札説明書による。

■品質確保基準価格の導入

予定価格500万円以上1,000万円以下の競争入札業務を対象に、品質確保対策として試行を実施。
 予決令第85条に基づく調査基準価格算出方法に準じて算出。



品質確保基準価格を下回って受注した場合の品質確保対策
 (基本、調査基準価格を下回って受注した場合の品質確保対策と同様の内容)

- ・業務中の監督強化(測量、地質調査)
- ・履行中の監督強化(土木関係コンサル)
- ・第三者照査の義務付け(土木関係コンサル)

8. 履行確認型総合評価落札方式について

(1) 履行体制確認型の導入

履行体制確認型総合評価落札方式は、入札説明書等に記載された業務内容に加え入札者が行った技術提案について、履行の確実性を確認・審査するものである。

なお、対象業務は「技術提案の履行確実性」を評価する旨について手続き開始の公示及び入札説明書において明記する。

(2) 履行確実性の審査と評価

予算決算及び会計令第 85 条に基づく調査基準価格又は品質確保基準価格（※ 1）に満たない額で入札した者に対して、開札後速やかに追加資料を求め、ヒアリング等による審査を行う。

なお、申込みに係る価格が調査基準価格又は品質確保基準価格以上の入札参加者は、履行確実性の評価を「A」とし、履行確実性を「1.0」として評価する。

調査基準価格又は品質確保基準価格に満たない額で入札した者に対しては、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなる恐れがあることから、(図 8-1) の①～④の審査項目に沿って評価した結果、「○」と審査した項目数に応じて、(表 8-1) の「○とした項目数」の欄に掲げる評価に対応する履行確実性を付与する。

※ 1 「品質確保基準価格」とは、土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務のうち、予定価格が 500 万円以上 1,000 万円以下の業務において、業務の品質確保が図られる履行内容であるかを調査するための基準価格

(図 8-1)



(表 8 - 1)

「〇」とした項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

(3) 追加資料の様式

追加資料については、(表 8 - 2) のとおり。

なお、提出期限までに資料を提出しない、ヒアリングに応じない等の場合は、当該業者の入札を無効とすることがある。

(表 8 - 2)

様式番号	名 称	【凡例】	
		履行確実性評価	低入札価格調査
		調査基準価格に満たない入札参加者	
様式 1	当該価格により入札した理由	○	○
様式 2	入札価格の内訳書	○	○
様式 2	入札価格の内訳書の明細書	○	○
様式 2 - 1	一般管理費等内訳書	◎	—
様式 3	当該契約の履行体制	○	○
様式 4	手持の建設コンサルタント業務等の状況	○	○
様式 4 - 1	手持ち業務の人工(当該業務も含む)	◎	—
様式 5	配置予定技術者名簿	○	○
様式 5 - 1	直接人件費内訳書	◎	—
様式 6	手持機械等の状況(※測量・地質調査業務に限る)	○ (※)	○
様式 7	過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者	○	○
様式 8	第三者照査に伴う見積書	◎	—
様式 9	第三者照査を実施する技術者の経歴等	◎	—

(4) 技術評価点の算出

履行確実性評価後の技術評価点については、以下の算出式による。

$$\text{「技術評価点」} = (\text{配置予定技術者の経験・能力} \times 1) + (\text{履行確実性評価前の技術提案評価点} \times 2) \times \alpha (\text{履行確実性度})$$

※ 1 「配置予定技術者の経験・能力」とは、配置予定技術者の資格・業務実績、成績、表彰等

※ 2 「技術提案評価点」とは、(当該業務に対する)実施方針、評価テーマに対する技術提案
に与えられる評価点

～算出イメージ図～



9. 総合評価落札方式における落札者決定方法について

(1) 落札者の決定方法について

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法は加算方式とする。

1) 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点と技術評価点の設定

技術評価点の満点は60点に固定し、価格評価点の満点を評価値配点割合に応じ20点、30点、60点の何れかで決定する。以下に価格点と技術点の比率に応じた価格評価点を示す。

価格評価点：技術評価点の配点割合が

1：1の場合 価格評価点：60点

1：2の場合 価格評価点：30点

1：3の場合 価格評価点：20点

3) 価格評価点の算出方式

価格評価点は下記の計算式により算出する。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）

（算出例）価格評価点：技術評価点の配点割合1：2、

入札価格9,500,000円、予定価格10,000,000円のケース

$$\begin{aligned} \cdot \text{価格評価点} &= 30 \text{点} \times (1 - 9,500,000 / 10,000,000) \\ &= 1.5 \text{点} \end{aligned}$$

4) 技術評価点の算出方法

①技術評価点は下記の計算式により算出する。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{技術評価の得点合計点}(\ast 2)}{\text{技術評価の配点合計点}(\ast 1)}$$

※1「技術評価の配点合計」とは、入札説明書で示す技術評価ウェートの総計

※2「技術評価の得点合計」とは各企業の技術評価ウェートに対する得点の総計

（算出例）技術評価の得点合計80点、技術評価の配点合計100点のケース

$$\begin{aligned} \cdot \text{技術評価点} &= 60 \text{点} \times (80 / 100) \\ &= 48 \text{点} \end{aligned}$$

②履行体制確認型の技術評価点は下記の計算式により算出する。

$$\text{技術評価点} = 60\text{点} \times \frac{\text{履行体制確認型の技術評価の得点合計点(※2)}}{\text{技術評価の配点合計点(※1)}}$$

※1「技術評価の配点合計」とは、入札説明書で示す技術評価ウェートの総計

※2「履行体制確認型の技術評価の得点合計」とは以下のとおり

履行体制確認型の

技術評価の得点合計 = (配置予定技術者の経験・能力に係る得点)
+ (技術提案評価点に係る得点) × (履行確
実性度)

(算出例) 配置予定技術者の経験・能力が25点、実施方針が23点、評価テーマが32点、履行確実性度が0.5、技術評価の配点合計100点のケース

- ・ 技術提案評価点に係る得点 = 23点 + 32点 = 55点
- ・ 技術評価の配点合計 = 25点 + (55点 × 0.5)
= 52.5点
- ・ 技術評価点 = 60点 × (52.5 / 100)
= 31.5点

10. その他の留意事項

(1) 評価内容の担保について

プロポーザル方式及び総合評価落札方式において、契約の相手方として特定された者又は落札決定を受けた者が行った実施方針及び評価テーマに係る技術提案の内容の履行について、契約条件に反映するなど適切に担保する。

1) プロポーザル方式における評価内容の担保方法

①技術提案の特記仕様書への反映の徹底

プロポーザル方式で特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映する。

反映する内容としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

- ・ 特定した技術提案において、他者と比較して優位だった内容
- ・ 特定した技術提案に記載されている、当初予定していた検討項目に関する具体的な調査手法、新技術等
- ・ 特定した技術提案に記載されている新たな追加検討項目

また、特定後に技術提案を反映しやすいように、手続き前の特記仕様書案の記載の工夫に努めることとする。

(特記仕様書案の記載例)

○○○○○○○○○について調査する。なお、具体的な調査手法については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された技術提案の内容を受けて決定する。

②反映内容の担保

特記仕様書に反映された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点するものとする。

2) 総合評価落札方式（標準型及び簡易型）における評価内容の担保方法

①契約書及び業務計画書における明記

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案内容の履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置として、当該技術提案内容を契約書に記載するとともに、発注者と落札者の責任の分担とその内容を業務計画書に明らかにするものとする。

契約書に記載、また、業務計画書に明記した履行を確保する内容には、標準レベルの提案内容と捉えて加点を行わなかった内容も含めるものとする。

②評価内容の担保

契約書に記載された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき、修補の請求、又は補修に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求を行うものとする。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点するものとする。

(2) 中立かつ公平な審査・評価の確保

プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型及び簡易型）の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があることから手続きの透明性及び競争性の向上を図るため、学識経験者等からなる総合評価技術委員会（小委員会）を設置し審議を行うこと。

1) 第三者委員会による審議について

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の個別業務の「技術提案書の評価」について、総合評価技術委員会（小委員会）の審議に諮る。

2) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提出された技術提案については、提案自体が各提案者の知的財産であることを鑑み、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取り扱いに留意する。

また、総合評価技術委員会（小委員会）の学識経験者についても本審議の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならず、職を退いた後も同様とする。

(3) 情報公開

技術提案提出者や入札者の提示した技術評価点について、プロポーザル方式においては特定後、総合評価落札方式においては契約後、速やかに公表する。

1) プロポーザル方式

プロポーザル方式を適用した業務において特定する者が決定した場合は、速やかに以下の事項を公表する。

- ①特定した業者名
- ②各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」「実施方針」「特定テーマ（評価テーマ項目毎）」の4項目それぞれの小計及び合計点を公表

2) 総合評価落札方式（標準型及び簡易型）

総合評価落札方式を適用した業務において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ①落札した業者名
- ②各業者の入札価格
- ③各業者の価格評価点
- ④各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」「実施方針」「評価テーマ（評価テーマ項目毎）」「履行確実性度（※）」の5項目（簡易型の場合は「評価テーマ」を除く4項目）それぞれの小計及び合計点を公表。（※）履行体制確認型総合評価落札方式の場合のみ

- ⑤各業者の評価値

〔参考〕同種・類似業務の取扱事例について

・同種類業務の基本的な考え方について

1. 「同種業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。
2. 「類似業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。
3. 発注する業務内容（重要かつ大規模となる構造物等の技術内容に大きな差異が認められる場合等）から鑑みて、十分な競争環境に留意しつつ、建物用途、構造、規模、工法、内容等の条件を付することができるものとする。
4. 「同種業務」又は「類似業務」の実績は、国、都道府県、政令市の実績について評価する。
(なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する)
5. 同種・類似の設定にあたっては、十分な競争性を確保するため、参加可能者数を確認のうえ、業務内容に応じ適切な設定を行うものとする。
6. 下表は、あくまでも発注対象業務と実績として評価する業務の関係について概念を表にしたものであることを踏まえ目安として活用するものとする。

平成21年 5月29日 公表

平成21年 7月15日 改定

平成21年 9月 1日 改定

平成21年10月19日 改定

平成22年 4月 1日 改定

平成22年 6月 1日 改定

平成22年 8月 9日 改定

平成22年11月15日 改定

平成23年 4月 1日 改定

平成23年11月 2日 改定

平成24年 4月 2日 改定

平成25年 4月 1日 改定